

小規模事業者等 支援給付金

一律
15万円
1事業者

本給付金は、長期化するコロナ禍の影響を受けながらも、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請に係る協力支援金の対象とならない小規模事業者等に対し、事業継続を支援するための給付金を交付するものです。

支給対象（次の①～④を全て満たしている個人事業者及び法人事業者）

- ① 5～9月の間の緊急事態宣言期間における、北海道の緊急事態措置協力支援金の支給対象となる事業所等（午後8時以降営業する飲食店等）を有さないこと。
 - ・受給の有無に関わらず、協力支援金対象事業所等を所有している場合は本給付金の対象外です。
 - ・時短要請を受けていない飲食店は申請可能です。
- ② 全ての事業所等における常時使用する従業員数が5人以下であること。
 - ・市外で営業している事業所等の従業員数も含めます。
 - ・事業者本人、同居親族従業員、短時間雇用のパートタイム労働者等は含めません。
- ③ 令和3年4月以前より市内事業所等を営業し、今後も継続する意思があること。
 - ・事業者本人が市内居住であっても、事業所等が市外であれば対象外です。
- ④ 令和3年5～9月の間で任意の連続する2か月間の合計売上高が、前年、または前々年の同期と比較して、**30%以上減少**していること。
 - ・市内の事業所等の売上高だけで比較します。
 - ・比較する期間に売上高がない場合等の特例計算もございます。

支給額

1事業者あたり、**一律 15万円**

申請方法について

- 1 申請書に必要事項を記入の上、申請書類と併せて、下記宛てに「**郵送**」願います
- 2 申請期間：令和**3**年**10**月**15**日(金)～令和**3**年**12**月**15**日(水) 消印有効

郵送先

〒051-8530 室蘭市海岸町1-4-1 (むろらん広域センタービル2階)
室蘭市緊急経済対策室

お問合せ

☎0143-50-6640

お問合せ時間
8:45～17:15 (土・日・祝日除く)

【裏面もご覧下さい】

申請書類

① 室蘭市小規模事業者等支援給付金交付申請書

② 2019年または2020年分の確定申告書の写し

- ・売上減少の比較に使用した売上高が含まれる年の分を提出してください
- ・個人事業者の場合は、所得税確定申告書B「第一表」
- ・法人の場合は、法人税確定申告書「別表1」
- ・税務署受付印、または電子申告の場合は受付番号のあるもの等が必要です
- ・決算期を一度も迎えていない場合、個人事業の開業・廃業等届出書、または法人設立届出書

③ ②の確定申告書に付属する関係書類の写し

- ・個人事業者の場合は、収支内訳書、または所得税青色申告決算書
- ・法人の場合は、法人事業概況説明書（一、二面）

④ 売上高が減少したことがわかる帳簿等の写し

- ・比較対象とした令和3年の2か月間と、令和元年または2年の2か月間の帳簿等
- ・市外にも事業所等を所有する方は、市内事業所等の売上高がわかるもの
- ・帳面、売上台帳、決算書など、様式は自由です

⑤ 給付金振込先の銀行口座の通帳の写しなど

- ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの

⑥ 個人事業者の場合、本人確認書類の写し

- ・運転免許証、マイナンバーカード、保険証、住民票等

※申請書等は、市ホームページに掲載のほか、室蘭市役所本庁舎（幸町）、むろらん広域センタービル庁舎（海岸町）、ぷらっとてついち（輪西町）、蘭東支所（東町）、中島ふれあいサロンほっとなーる（中島町）白鳥台ショッピングセンターハック（白鳥台）、室蘭商工会議所に備え付けております。
（施設の事情により、お休みしている場合があります）

売上減少率の計算方法（詳細は「交付要領」P2,3をご覧ください）

- ・令和3年5～9月の間の任意の連続する2か月間の合計売上高 = A
- ・前年、または前々年の同期間の合計売上高 = B

$$\Rightarrow [100 - \frac{(A \div B \times 100)}{\text{(小数点第1位以下切上げ)}} = \text{減少率} (\%) \geq 30\%]$$

<売上高表の例>

| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 2019年 | B 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 2020年 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 2021年 | A 50 | 50 | 80 | 80 | 80 |

上表の場合、赤枠Aの合計が100、赤枠Bの合計が200となり、

$$\Rightarrow [100 - (100 \div 200 \times 100) = 50\% (\text{減少率})]$$

減少率が30%以上となっているので、給付要件を満たします。

※比較対象月に売上高がない場合の特例計算もございます。詳細は「交付要領」をご覧ください。